

議案第59号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「11,900円」を「12,160円」に、「6,800円」を「7,210円」に、「9,600円」を「9,900円」に、「8,700円」を「8,960円」に改める。

第7条の表中

「

ハイブリッドセラミックス〔歯肉〕（ダミーも同様）	1歯につき	32,400円
--------------------------	-------	---------

」を

「

ハイブリッドセラミックス〔歯肉〕（ダミーも同様）	1歯につき	32,400円
インプラントCT（パノラマ含む。）	1歯につき	19,440円

」に、

「

治療用義歯	1床につき	41,140円
義歯粘膜面ソフトタイプ貼付	1床につき	21,600円
義歯クリーニング（専用液洗浄）	1床につき	1,540円
義歯クリーニング（専用液洗浄及びPMD C）	1床につき	3,080円

」を

「

治療用義歯	1床につき	43,200円
義歯粘膜面ソフトタイプ貼付	1床につき	21,600円
義歯クリーニング（専用液洗浄）	1床につき	1,620円
義歯クリーニング（専用液洗浄及びPMD C）	1床につき	3,240円

」に

改める。

第 11 条の 2 の表中「324,000 円」を「540,000 円」に改める。

第 12 条の表中「2,910 円」を「3,040 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。